

館山市こども誰でも通園制度についてご案内

保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。就労要件を問わず、月10時間まで通園できます。

【利用登録申請及び利用の流れ】

「乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書」及び「子の健康状況調査票」を提出してください。

館山市こども課から「乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）」を発行します。

館山市こども課から「乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）」を発行します。利用を希望する園へ予約をしてください。初めて利用する園は事前面接を行いますので、事前面談の予約もお取りください。

※面談の際は館山市が発行した「乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）」を持参してください。

※園への連絡は9：00～16：00の間をお願いします。

利用開始

【対象】

生後6か月から満3歳未満のお子さんで、現在、保育所など※に在籍していないお子さんが対象となります。

※保育所などとは、保育所、認定こども園、地域型保育事業、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業をいいます。

※一時預かり事業や幼稚園のプレ保育を利用されている場合でも、本事業をご利用いただけます。

【実施園】

- ・館山市立船形こども園 館山市船形 406-7 ☎27-2524
- ・館山市立九重こども園 館山市安東 751 ☎22-9800
- ・館山市立房南こども園 館山市犬石 1496 ☎28-2431

こども **誰**でも通園制度

【利用時間】

月曜日～金曜日 9：00～11：00

※土日・祝日・年末年始を除く

1回あたり1時間単位で月10時間まで利用できます。

【料金】

1時間300円

各園にてQRコード決済（PayPay）によるお支払いをお願いします。

【料金キャンセル】

- 利用キャンセルは9：00～16：00の間に園へ直接連絡をしてください。
- 当日キャンセルは、施設側でお預かりの準備を整えているため、料金が発生するとともに、『こども誰でも通園制度』を利用したものとみなし、利用カードに押印します。後日、施設へ利用カードをご持参のうえ、お手続きください。

【その他】

- 申請後に住所変更など世帯の状況に変更が生じた場合は、こども課窓口に出してください。
- 園行事や入園の状況等で利用できない場合があります。
- 市外の方のご利用は事前にお問い合わせください。

【問合せ先】

館山市こども課幼保係 ☎0470-28-5008

こども  誰でも通園制度

こども^{☆☆}誰^Qでも^{☆☆} 通園制度

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず
形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

利用方法

- ・ 月10時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能



※利用時間は、市町村により異なる場合があります。詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

こども誰でも通園制度を利用すると……

こどもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って**家族以外の人と関わる機会**が得られます
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、**ものや人への興味や関心が広がり、成長していく**ことができます
- ・**年齢の近いこどもとの関わり**により、社会情緒的な発達を支えるなど**成長発達に資する豊かな経験**をもたらします

保護者にとって

- ・**地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機**となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、**保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります**
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、**孤立感、不安感等の解消**につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、**育児に関する負担感の軽減**につながります

一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

制度の詳細については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」をご確認ください。

→[こども誰でも通園制度について](#) | [こども家庭庁](#)

利用の方法について

申請方法は市町村ごとに異なります。詳しくはお住いの市町村にお問い合わせください。

利用者による申請

市町村による認定

決定通知受理

事前面談予約

事前面談

施設の利用

事業所内で実施

事業所との事前面談の予約はシステムで行うことが可能です。